



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 15 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 16 " (")
- 17 " (")
- 18 " (")
- 19 " (")
- 20 " (")
- 21 " (")
- 22 " (")
- 23 " (")
- 24 " (")
- 25 " (")
- 26 " (")
- 27 " (")
- 28 " (")
- 29 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
- 30 " (")
- 31 日高川土地改良区の役員の退任 (農村計画課)
- 32 日高町土地改良区の役員の就退任 (")
- 33 公共測量の実施 (技術調査課)
- 34 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
- 35 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 36 " (")
- 37 " (")
- 38 " (")

○ 教育委員会告示

- 1 平成19年度和歌山県立高等学校生徒の募集定員

○ 選挙管理委員会告示

- 1 政治団体の設立の届出
- 2 政治団体の届出事項の異動の届出
- 3 政治団体の解散の届出
- 4 政治団体の収支報告書の要旨
- 5 資金管理団体の届出

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)
- 軽油引取税免税証の無効 (")

○ 正誤

平成18年3月7日付け和歌山県報第1739号目次中
 平成18年3月7日付け和歌山県報第1739号和歌山県告示第240号中

告 示

和歌山県告示第15号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したため同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成16年5月13日から平成18年10月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第16号

和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したため同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成16年12月24日から平成18年10月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第17号

和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月21日から平成18年10月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第18号

和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月21日から平成18年10月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第19号

和歌山県日高郡日高川町大字藤野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期

平成17年4月21日から平成18年10月25日まで

- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字藤野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字藤野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第20号

和歌山県日高郡日高川町大字佐井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月25日から平成18年11月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字佐井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字佐井の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第21号

和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月19日から平成18年11月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第22号

和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月19日から平成18年11月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第23号

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月25日から平成18年11月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第24号

和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町

- 2 調査を行った時期
平成17年4月25日から平成18年11月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第25号

和歌山県日高郡日高川町大字愛川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月15日から平成18年10月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字愛川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字愛川の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第26号

和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月15日から平成18年10月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第27号

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月21日から平成18年3月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第28号

和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

| 指 定 番 号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|--------|---------------------|--------------|---------------------|----------------|
| 西訪 7-18 | 株式会社中松 | 西牟婁郡白浜町内ノ川22 4-5 | 訪問看護ステーション時計 | 西牟婁郡白浜町内ノ川22 4-5 | 平成 18.12.14 |

和歌山県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、日高川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員

| 職名 | 氏 名 | 住 所 |
|----|------|-----------------|
| 理事 | 小池秀夫 | 御坊市藤田町藤井1994番地2 |

和歌山県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、日高町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

和歌山県御坊市

- 2 調査を行った時期
平成17年5月19日から平成18年10月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年12月25日

和歌山県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|--------|------------|---------------|
| 田歯 49-18 | おか歯科医院 | 田辺市中万呂91-1 | 平成 18.12.1 |

和歌山県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 就任した役員

| 職名 | 氏 名 | 住 所 |
|----|------|-------------------|
| 理事 | 中善夫 | 日高郡日高町大字原谷181番地 |
| 理事 | 久保幸市 | 日高郡日高町大字高家578番地 |
| 理事 | 山本善啓 | 日高郡日高町大字荊木1266番地 |
| 理事 | 中筋智章 | 日高郡日高町大字荊木926番地の8 |
| 理事 | 栗田清 | 日高郡日高町大字萩原343番地 |
| 理事 | 武内孝夫 | 日高郡日高町大字萩原446番地 |
| 理事 | 青木進 | 日高郡日高町大字高家410番地 |
| 理事 | 岡本慶治 | 日高郡日高町大字小中1144番地 |
| 理事 | 柳木良一 | 日高郡日高町大字小中828番地の4 |
| 理事 | 高見求 | 日高郡日高町大字志賀536番地 |

- 理事 力津俊博 日高郡日高町大字志賀658番地
- 理事 白井隆 日高郡日高町大字小池306番地
- 理事 津村安雄 日高郡日高町大字志賀794番地
- 理事 池内守夫 日高郡美浜町大字和田1343番地
- 理事 中岡利平 御坊市湯川町富安1902番地5
- 監事 清水英敏 日高郡日高町大字荊木912番地
- 監事 前田元市 日高郡日高町大字高家1041番地
- 監事 北垣好信 日高郡日高町大字志賀575番地

2 退任した役員

- | | | |
|----|------|--------------------|
| 職名 | 氏名 | 住所 |
| 理事 | 中善夫 | 日高郡日高町大字原谷181番地 |
| 理事 | 久保幸市 | 日高郡日高町大字高家578番地 |
| 理事 | 楠井幸夫 | 日高郡日高町大字荊木1656番地の内 |

1号

- 理事 塩崎克美 日高郡日高町大字荊木689番地
- 理事 辻村仁志 日高郡日高町大字萩原547番地の1
- 理事 武内孝夫 日高郡日高町大字萩原446番地
- 理事 青木進 日高郡日高町大字高家410番地
- 理事 白井満 日高郡日高町大字小中838番地
- 理事 柳木良一 日高郡日高町大字小中828番地の4
- 理事 高見求 日高郡日高町大字志賀536番地
- 理事 力津俊博 日高郡日高町大字志賀658番地
- 理事 寺井英世 日高郡日高町大字小池624番地
- 理事 津村正次 日高郡日高町大字志賀1169番地
- 理事 狩谷富雄 日高郡美浜町大字和田1295番地
- 理事 中岡利平 御坊市湯川町富安1902番地5
- 監事 楠本常一 日高郡日高町大字荊木844番地
- 監事 前田元市 日高郡日高町大字高家1041番地
- 監事 北垣好信 日高郡日高町大字志賀575番地

和歌山県告示第33号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(デジタルマッピング修正)
- 2 作業期間 平成19年1月12日から平成19年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市及び田辺市内の県管理河川

和歌山県告示第34号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 国戸地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱10号と標柱11号を結んだ線は市道国戸龍線との官民境界及び標柱11号と標柱12号を結ぶ線は市道国戸龍線(1号)との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

| 標柱番号 | 郡市 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 | 備考 |
|------|-----|----|--------|----|----------------------------------|----|
| 1号 | 田辺市 | | 龍神村湯ノ又 | 和平 | 221 | |
| 2号 | " | | " | 国戸 | 808-1 | |
| 3号 | " | | " | " | 807 | |
| 4号 | " | | " | " | 807 | |
| 5号 | " | | " | " | 806-1 | |
| 6号 | " | | " | " | 806-1 | |
| 7号 | " | | " | 有安 | 801-1 801-2 801-3 801-4 | |
| 8号 | " | | " | 塚 | 147-2 | |
| 9号 | " | | " | 国戸 | 163-1 | |
| 10号 | " | | " | " | 168-2 | |
| 11号 | " | | " | 崎 | 266-2 | |
| 12号 | " | | " | " | 245 | |
| 13号 | " | | " | 和平 | 222 | |

2 古垣内地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱9号と標柱10号を結んだ線、標柱9号と標柱13号を結んだ線、標柱13号と標柱14号を結んだ線及び標柱10号と標柱14号を結んだ線に囲まれた区域を平成17年和歌山県告示第707号で指定した古垣内地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、標柱10号と標柱14号を結んだ線は国道424号との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

| 標柱番号 | 郡市 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 | 備考 |
|------|-----|------|------|----|-----|---|
| 9号 | 日高郡 | みなべ町 | 東神野川 | 臺田 | 456 | 平成17年和歌山県告示第707号古垣内地区急傾斜地崩壊危険区域の標柱9号と同じ |
| 10号 | " | " | " | " | 417 | 平成17年和歌山県告示第70 |

| | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|-------|----------------------------|
| | | | | | | 7号古垣内地区急傾斜地崩壊危険区域の標柱10号と同じ |
| 13号 | " | " | " | " | 452 | |
| 14号 | " | " | " | " | 446-1 | |

和歌山県告示第35号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指定位置 | 申請者 所名 氏 | 指定 年月日 | 道 路 | |
|------|----------------------------|--|----------------|------------|------------|
| | | | | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 2911 | 岩出市野上野字村中461番1の一部、464番2の一部 | 奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛 | 平成 18.12.20 | 6.00 | 62.25 |

和歌山県告示第36号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指定位置 | 申請者 所名 氏 | 指定 年月日 | 道 路 | |
|------|-------------|-------------------------------|----------------|------------|------------|
| | | | | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 2914 | 岩出市桜台233の一部 | 大阪府茨木市東太田3-5 B-205 平野宗義 | 平成 18.12.20 | 6.00 | 4.00 |

和歌山県告示第37号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指定位置 | 申請者 所名 氏 | 指定 年月日 | 道 路 | |
|------|------------------|--------------------------------------|----------------|------------|------------|
| | | | | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 2881 | 海南市沖野々字垣添475番の一部 | 海南市大野中718番地1 ながみね農業協同組合 代表理事組合 | 平成 18.12.21 | 5.00 | 26.56 |

| | | | | |
|--|--|------------|----------------|--|
| | | 長 菖浦典 侑 | 平成 18.12.21 | |
|--|--|------------|----------------|--|

和歌山県告示第38号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指定位置 | 申請者 所名 氏 | 指定 年月日 | 道 路 | |
|------|---|-------------------------------------|----------------|------------|------------|
| | | | | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 2912 | 岩出市相谷字高継570番4の一部、575番の一部、577番4、570番6の一部 | 岩出市根来92番地 有限会社銀徳 取締役 吉村 公俊 | 平成 18.12.22 | 6.00 | 76.25 |

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

平成19年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

平成19年1月12日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

- 1 全日制の課程
各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。
- 2 定時制の課程
各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。
- 3 通信制の課程
和歌山県立紀の川高等学校及び和歌山県立陵雲高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

平成 19 年度和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第 1 (第 1 項関係)
[全日制の課程]

| 学 校 名 | 学 科 名 (コース名) | 学級数 | 定 員 |
|-----------|--------------|------|-------|
| 橋 本 | 普通 (探究) | 3 | 120 |
| | (総合) | 3 | 120 |
| 紀 北 工 業 | 機械 | 2 | 80 |
| | システム化学 | 2 | 80 |
| 伊 都 | 普通 | 4 | 160 |
| 紀 北 農 芸 | 生産流通 | 1 | 40 |
| | 施設園芸 | 1 | 40 |
| 笠 田 | 環境工学 | 1 | 40 |
| | 普通 | 3 | 120 |
| 笠 田 | 総合デザイン | 1 | 40 |
| | 情報処理 | 1 | 40 |
| 粉 河 | 普通 | 5 | 200 |
| | 理数 | 1 | 40 |
| | 人文探究 | 1 | 40 |
| 那 賀 | 普通 | 7 | 280 |
| | 国際 | 2 | 80 |
| 貴 志 川 | 普通 | 5 | 200 |
| 和 歌 山 西 | 人間科学 | 1 | 40 |
| 和 歌 山 西 | 普通 | 4 | 160 |
| 和 歌 山 北 | 普通 | 6 | 240 |
| 和 歌 山 北 | 体育 | 2 | 80 |
| 和 歌 山 | 総合科学 | 6 | 240 |
| 向 陽 | 普通 | 5 | 200 |
| | ※1 環境科学 | ※1 2 | ※1 80 |
| 向 陽 | 文化科学 | 1 | 40 |
| | 普通 | 4 | 160 |
| 桐 蔭 | 数理学 | 2 | 80 |
| | 総合人文 | 1 | 40 |
| 和 歌 山 東 | 普通 | 6 | 240 |
| 星 林 | 普通 | 6 | 240 |
| | 国際交流 | 2 | 80 |
| 和 歌 山 工 業 | 機械 | 2 | 80 |
| | 電気 | 2 | 80 |
| | 化学技術 | 1 | 40 |
| | 建築 | 2 | 80 |
| | 土木 | 1 | 40 |
| | 産業デザイン | 1 | 40 |
| 和 歌 山 商 業 | 創造技術 | 1 | 40 |
| | 情報処理 | 2 | 80 |
| | 会計 | 5 | 200 |
| 和 歌 山 商 業 | 国際経済 | 2 | 80 |

| 学 校 名 | 学 科 名 (コース名) | 学級数 | 定 員 | |
|---------|--------------|--------|-------|-----|
| 海 南 | 普通 | 4 | 160 | |
| | 教養理学 | 1 | 40 | |
| 大 成 | 普通 | 3 | 120 | |
| | (美里分校) 普通 | 1 | 40 | |
| 筑 島 | 普通 | (普通) | 3 | 120 |
| | | (スポーツ) | 1 | 40 |
| | 情報経営 | 1 | 40 | |
| | 機械 | 1 | 40 | |
| 有 田 中 央 | 総合科学 | 4 | 160 | |
| | (清水分校) 普通 | 1 | 40 | |
| 耐 久 | 普通 | 6 | 240 | |
| | 普通 | 4 | 160 | |
| 日 高 | 普通 | 4 | 160 | |
| | 総合科学 | 2 | 80 | |
| (中津分校) | 普通 | 1 | 40 | |
| | 普通 | 4 | 160 | |
| 紀 央 館 | 普通 | 4 | 160 | |
| | 工業技術 | 1 | 40 | |
| 南 部 | 普通 | 4 | 160 | |
| | 生産技術 | 1 | 40 | |
| | 園芸 | 1 | 40 | |
| | 服飾デザイン | 1 | 40 | |
| (龍神分校) | 普通 | 1 | 40 | |
| 田 辺 | 普通 | 6 | 240 | |
| | 自然科学 | 2 | 80 | |
| 田 辺 工 業 | 機械 | 2 | 80 | |
| | 電子 | 2 | 80 | |
| | 情報システム | 1 | 40 | |
| 神 島 | 普通 | 4 | 160 | |
| | 経営科学 | 4 | 160 | |
| 南 紀 | 看護 | 1 | 40 | |
| 熊 野 | 総合科学 | 5 | 200 | |
| 串 本 | 普通 | 2 | 80 | |
| | 国際教養 | 1 | 40 | |
| 古 座 | 普通 | 3 | 120 | |
| 新 宮 | 普通 | 7 | 280 | |
| ※2 新宮商業 | 総合科学 | 5 | 200 | |
| 合 計 | | 203 | 8,120 | |

※1 向陽高等学校環境科学科は、向陽中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

※2 新宮商業高等学校は、平成 19 年度から新翔高等学校に校名変更する。

別表第 2 (第 2 項関係)
[定時制の課程]

| 学 校 名 | 学 科 名 | 学級数 | 定 員 | |
|-------------------|-------|-----|-----|----|
| 紀 の 川 | 普通 | 昼間 | 2 | 70 |
| | | 夜間 | 1 | 30 |
| 粉 河 | 普通 | 夜間 | 1 | 40 |
| 青 陵 | 普通 | 昼間 | 2 | 70 |
| | | 夜間 | 1 | 30 |
| | 情報会計 | 夜間 | 1 | 30 |
| 和 歌 山 工 業 | 機械電気 | 夜間 | 1 | 40 |
| | 建築 | 夜間 | 1 | 40 |
| 海 南 (本校及び下津分校) | 普通 | 夜間 | 1 | 40 |
| 耐 久 | 普通 | 夜間 | 1 | 40 |
| 日 高 | 普通 | 夜間 | 1 | 40 |
| 南 紀 | 普通 | 昼間 | 1 | 35 |
| | | 夜間 | 1 | 30 |
| (周参見分校) | 普通 | 夜間 | 1 | 30 |
| 新 宮 | 普通 | 夜間 | 1 | 40 |
| 合 計 | | 17 | 605 | |

定時制課程の海南高等学校下津分校は、合格者の希望状況により、学級を開設する。(詳細は、別途通知参照)

単位制高等学校である紀の川、青陵及び南紀(本校)の各高等学校については、定員は 40 人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制 35 人、夜間定時制 30 人とする。

別表第 3 (第 3 項関係)
[通信制の課程]

| 学 校 名 | 学 科 名 | 定 員 |
|-------|-------|--------|
| 紀 の 川 | 普通 | 特に定めない |
| 陵 雲 | 普通 | |

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規

定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 | 政党・政治団体の別 | 備考 |
|--------------|--------|----------|---------------------|----------------|-----------|----|
| 垣本克也後援会 | 浦平良治 | 松畑出 | 新宮市千穂2-1-52 | 平成 18.11.15 | 政治団体 | |
| 仁坂吉伸後援会太地支部 | 三軒一高 | 山本真一郎 | 東牟婁郡太地町大字太地2982番地の1 | 平成 18.11.17 | 政治団体 | |
| 石谷保和後援会 | 石谷保和 | 多部千枝 | 和歌山市加太1191番地 | 平成 18.11.20 | 政治団体 | |
| 仁坂吉伸北山村後援会 | 奥田貢 | 福村尚 | 東牟婁郡北山村七色247 | 平成 18.11.21 | 政治団体 | |
| 仁坂吉伸かつらぎ町後援会 | 山本恵章 | 田和弘満 | 伊都郡かつらぎ町大藪135-1 | 平成 18.11.24 | 政治団体 | |
| 紀の川市仁坂吉伸後援会 | 中村慎司 | 田村武 | 紀の川市打田1045 | 平成 18.11.28 | 政治団体 | |
| にさか吉伸御坊市後援会 | 吉田擴 | 小竹博一 | 御坊市島440-1 | 平成 18.11.28 | 政治団体 | |
| 上西あきお後援会 | 中西啓介 | 上西アヤ子 | 新宮市神倉2-4-21 | 平成 18.12.5 | 政治団体 | |

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 | 政党・政治団体の別 | 備考 |
|-----------|------------|-------------------|----------------------------|----------------|-----------|----|
| やしきみつお後援会 | 代表者 | 堀起佳 | 南宏和 | 平成 18.11.17 | 政治団体 | |
| | 主たる事務所の所在地 | 新宮市三輪崎1-1-9 | 新宮市三輪崎1-9-1 | | | |
| 大橋建一後援会 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市寄合町44番地宮本ビル4階 | 和歌山市九番丁4-1 ラウムズ和歌山九番丁204号室 | 平成 18.11.22 | 政治団体 | |
| 田村耕一後援会 | 主たる事務所の所在地 | 岩出市赤垣内43番地 | 岩出市湯窪石臼10-1 | 平成 18.11.22 | 政治団体 | |
| 戸田正人後援会 | 代表者 | 戸田正人 | 片山清 | 平成 18.11.27 | 政治団体 | |
| | 会計責任者 | 戸田正人 | 片山清 | | | |
| | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市加納46-17 | 和歌山市加納63-2 | | | |
| | 代表者 | 小山清 | 榊田隆造 | | | |

| | | | | | |
|----------------|------------|-------------|----------|----------------|-------|
| 公明党和歌山第二総支部 | 会計責任者 | 上久保修 | 森安欣吾 | 平成 18.12.8 | 政党の支部 |
| | 主たる事務所の所在地 | 岩出市西安上170-2 | 海南市重根838 | | |
| 自由民主党和歌山県千城会支部 | 代表者 | 中田康雄 | 川嶋里美 | 平成 18.12.12 | 政党の支部 |

和歌山県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散 年月日 | 届出 年月日 |
|----------------|--------|----------------|----------------|
| 木村良樹後援会太地支部 | 三軒一高 | 平成 18.11.16 | 平成 18.11.17 |
| 木村よしき後援会熊野川支部 | 久保慶三 | 平成 18.11.20 | 平成 18.11.21 |
| 木村よしき御坊市後援会 | 吉田擴 | 平成 18.11.18 | 平成 18.11.22 |
| 木村よしき串本後援会 | 松原繁樹 | 平成 18.11.20 | 平成 18.11.24 |
| 木村よしき後援会美山支部 | 池本功 | 平成 18.11.30 | 平成 18.12.4 |
| 木村よしき印南町後援会 | 久保井始 | 平成 18.11.30 | 平成 18.12.7 |
| 自由民主党和歌山県千城会支部 | 中田康雄 | 平成 18.12.12 | 平成 18.12.12 |

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成19年1月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

| 政治団体名 | 木村良樹後援会太地支部 | 木村よしき後援会熊野川支部 | 木村よしき御坊市後援会 | 木村よしき串本後援会 | |
|--|--|--|-------------|------------------|--|
| 報告年月日 | 平成18年11月17日 | 平成18年11月21日 | 平成18年11月22日 | 平成18年11月24日 | |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | | | | | |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類 | | | | | |
| 1 収入総額 | 123,131 | 27,863 | 64,583 | 0 | |
| ア 前年繰越額 | 123,131 | 27,861 | 64,583 | 0 | |
| イ 本年収入額 | 0 | 2 | 0 | 0 | |
| 2 支出総額 | 0 | 0 | 64,583 | 0 | |
| 3 収入の内訳 | ア 個人の党費・会費(人) | | | | |
| | イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分(うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの | | | | |
| | (イ) 政党匿名寄附 | | | | |
| | ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | | | | |
| | エ 借入金 | | | | |
| | オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | | | | |
| | カ その他の収入 | | 2 | | |
| | 4 支出の内訳 | ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費 | | 64,583 | |
| | | イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費 | | 19,583 45,000 | |
| | | イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費 | | | |
| イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費 | | | | | |
| 5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載) | | | | | |

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

| 政治団体名 | 木村よしき後援会 美山支部 | 木村よしき印南町 後援会 | 自由民主党和歌山 県干城会支部 | |
|-----------------------|--|-----------------|--------------------|-------|
| 報告年月日 | 平成18年12月4日 | 平成18年12月7日 | 平成18年12月12日 | |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | | | | |
| 資金管理団体の届出に係る 公職の種類 | | | | |
| 1 収入総額 | 0 | 0 | 475,189 | |
| ア 前年繰越額 | 0 | 0 | 475,155 | |
| イ 本年収入額 | 0 | 0 | 34 | |
| 2 支出総額 | 0 | 0 | 3,409 | |
| 3 収入の内訳 | ア 個人の党費・会費 (人) | | | |
| | イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの) | | | |
| | (イ) 政党匿名寄附 | | | |
| | ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入 | | | |
| | エ 借入金 | | | |
| | オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入 | | | |
| | カ その他の収入 | | 34 | |
| | 4 ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費 | | | 3,409 |
| | イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費 | | | |
| | 5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載) | | | |

和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条

の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 届出年月日 |
|------------------|----------|-----------|------------|--------|------------|
| 石谷保和 | 和歌山市議会議員 | 石谷保和後援会 | 和歌山市加太1191 | 石谷保和 | 平成18.11.20 |

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出

があったので、平成18年11月6日以降無効とする。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 業種 | 記番号 | 有効期間 | 免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名 | 交付した事務所 |
|----|--------------|----------------------------|--------------------------|---------|
| 農業 | 和歌山県第100891号 | 平成16年12月15日から平成18年11月30日まで | 和歌山市吐前431中西敷 | 海草振興局 |

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年11月6日以降無効とする。

平成19年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 免税証の種類 | 業種 | 記番号 | 枚数 | 有効期限 | 交付した事務所 | 紛失年月日 |
|----------|----|---------|----|----------------------------|---------|------------|
| 200リットル券 | 農業 | 1803124 | 1枚 | 平成17年12月14日から平成18年11月30日まで | 海草振興局 | 平成18年11月6日 |

※ 記号番号は、免許証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

正 誤

正 誤

平成18年3月7日付け和歌山県報第1739号目次中

| ページ | 段 | 行目 | 誤 | 正 |
|-----|---|-------|-----|-------|
| 1 | 左 | 上から21 | 240 | 239の2 |

正 誤

平成18年3月7日付け和歌山県報第1739号和歌山県告示第240号中

| ページ | 段 | 行目 | 誤 | 正 |
|-----|---|-------|-------|---------|
| 4 | 左 | 下から30 | 第240号 | 第239号の2 |